3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年５月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年６月23日
関東地方整備局長　大西　　亘
1　処分をした年月日　平成29年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ティエスコミュニティー　持田　一夫　東京都千代田区鍛治町２－５－５　国土交通大臣許可（般・特－24）第24709号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、管工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年６月23日
関東地方整備局長　大西　　亘
1　処分をした年月日　平成29年５月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トヨタホームテクノ　井上　正宏　東京都千代田区九段南２－３－18　国土交通大臣許可（特－27）第25876号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年５月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６３号
北海道苫小牧市新明町４丁目15番11号　川端アパート２階左
債務者　成田　昌一
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第９号
岩手県上閉伊郡大槌町末広町８番１号　末広町町営住宅408
債務者　那須　郁子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第２２９号
仙台市若林区上飯田３丁目24番10号　サンハイツ上飯田Ⅰ103
債務者　増田とみ江
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３６４号
仙台市青葉区台原３丁目38番２－108号
債務者　齋藤　里美
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
仙台市太白区泉崎２丁目７番13号　守屋アパート201、従前の住所仙台市太白区人来田１丁目18番６号
債務者　伊東　里未
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
宮城県大崎市岩出山南沢字中名生寺58番地
債務者　阿部　光宏
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
秋田県能代市二ツ井町字太田面24番地２
債務者　田口　尚人
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１７号
秋田県大仙市大曲丸の内町11番11号　ピュアシティ丸の内１－５
債務者　伊藤　　愛
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第４９号
茨城県日立市久慈町６丁目11番７－102号
債務者　澤畑　裕樹
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第５１号
茨城県日立市田尻町４丁目33番５－402号
債務者　黒澤　　裕（旧姓茅根）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第５７号
富山県高岡市博労町１番15―303号　リッツ、前住所富山県高岡市泉町７番20―308号　グランハイツ泉町
債務者　西脇　佑亮
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで　富山地方裁判所高岡支部